

配偶者控除の年収制限引き上げ（平成29年度税制改正）

3月27日、平成29年度の税制改正関連法が成立しました。様々ある改正等において最も注目されていたのが「配偶者控除の年収制限引き上げ」です。

従来、配偶者控除の年収制限は103万円以下となっていましたが、これを**2018年1月から年収150万円以下まで引き上げる**こととなりました。

パート勤務による収入が103万円から150万円まで増加することで家計に大きなプラスになるのですが、現行制度では、サラリーマンのご主人をもつ奥様の場合、パート勤務による**年収が130万円を超えると“年金”と“健康保険”においてご主人の扶養から外れます**。

これまで、健康保険ではご主人の扶養に入っていた方であっても、年収が130万円を超えると扶養から外れるため自己負担が生じ、厚生年金にも加入する必要があるが出てきます。

厚生年金に加入することで将来もらえる年金が増額されるケースも想定されますが、この部分に関しては個々の状況によるため年金事務所であれば試算を行うことができません。

つまり、**ご家庭の状況によっては、年収は増加したものの、社会保険料の負担が発生したことにより、(すくなく使える)手元に残るお金が少なくなるケースも想定されます**。

また、事業所側からすると、このような事情から年収面の理由で社会保険に加入させなければならぬケースも考えられます。

このため、今回の改正による影響については、個々の事業所・ご家庭などで慎重に情報収集を行なっていく必要があります。

結婚20年以上の配偶者居住用不動産贈与で優遇（相続税関連）

法務省は2月末、結婚20年を過ぎた夫婦について、「生前に住宅（とその土地）を贈与された配偶者が財産分与の際に優遇される」との案を、同省諮問機関の法制審議会に示しているようです。

この案が法制化されると、**該当する配偶者は遺産分与の際に、遺産分割上で住宅（とその土地）の時価相当分があらかじめ控除されること**になります。これにより、**相続人の贈与分の配分にあたって、配偶者に有利な制度が初めて生まれる**ことになります。

相続税法には「夫婦間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除」が定められていますが、今回の案は、相続税法のその考え方を民法に移し替えるものであるようです。

相続税の考え方で見ると、「**被相続人が死亡し、相続人同士で遺産を分け合うことになった際、配偶者は贈与された住居については遺産分割の計算に含めない**」とするものです。また、別の面からみると、遺産分割の対象外にすることで、「**残された配偶者が住居から追い出されることを回避する**」狙いもあるようです。（本内容は、平成29年4月1日時点の情報をもとにしており、この時点では法制化されていません。また、法制化されることを保証はしておりませんので、予めご了承ください。）